

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院における 診療材料調達及び調達管理業務委託公募の公示

令和8年9月1日からの独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院(以下「当院」という。)における、診療材料調達及び調達管理業務委託事業者(以下、「受託者」という。)について、次のとおり公募型企画競争に付します。

令和8年4月8日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院
院長 辻 晋吾

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 27

1. 事業概要

(1)品目分類番号 4

(2)事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院における診療材料調達及び調達管理業務委託事業

(3)事業内容

本契約は、当院における診療材料全般の調達及び調達管理並びに調達価格削減にかかる業務を事業者へ委託するものである。

受託者は、本業務を遂行するにあたっては、病院の診療機能等を十分に把握し、経営改善に寄与すること。

※詳細は、公募企画型競争説明書及び仕様書のとおり

(4)契約期間

令和8年9月1日 ~ 令和11年9月30日 (37か月)

(5)履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院 内

≪参考≫ 病床数 275床(実稼働229床)

一日あたりの平均入院患者数183.2人(令和7年度実績)

2. 競争参加資格

(1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

(2)契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(3)契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(4)独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。

(5)次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 公募型企画競争前提出書類等に虚偽の事実を記載した者
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(6)次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」及び「役務の提供」でA、B、又はCの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 賠償責任保険に加入していること。
- ③ 令和8年1月1日現在、医療法許可病床数200床以上の病院(一般病床200床以上に限る)と診療材料全般の調達及び調達管理(一括請求業務を含む)並びに調達価格削減に係る業務委託契約を過去に遡り1年以上継続して締結していること(1件以上)。
- ④ 高度管理医療機器等販売業の許可を受けている者であること。
- ⑤ 公募型企画競争説明書の交付を受けた者であること。
- ⑥ 公募型企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。(なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者(再認定後の競争参加資格による))。
- ⑨ 不正及び不誠実な行ないないこと。
- ⑩ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から独立行政法人地域医療機能推進機構契約指名停止等措置要領(以下「指名停止要領」とい

う。)に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑪ 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格者が契約等の全部若しくは一部を下請し、もしくは受託し、又は当該契約の履行を保証させようとする者ではないこと。
- ⑫ 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格業者から、本契約に関する代理権を付与された者ではないこと。

3. 手続等

(1)担当課・係

〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路 1-7-1

独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 6階事務部 経理課

電話 070-1762-4162(経理課直通) E-mail keiri2@minato.jcho.go.jp

(2)説明書等の交付期間等

①交付期間

令和8年4月9日(木)9時00分から令和8年5月18日(月)17時00分まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

③交付手続

本公示に添付の、「機密保持に関する誓約書」と引き換えに交付するが、(1)の担当部署へまず電話連絡を入れること。

(3)仕様書等に対する質問及び回答

①提出期限

令和8年5月18日(月)17時00分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②提出場所及び方法

(1)の担当課へ所定の「質疑応答書」を用いて電子メールにより提出すること。(電話・口頭等の個別対応は不可)

③回答

令和8年5月19日(火)までに、全ての参加者へ電子メールにて回答する。

4. 競争参加資格確認申請書、参考見積書及び企画提案書の提出等

(1)提出期限

令和8年5月19日(火)17時00分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

(2)提出場所

上記「3.(1)」に同じ

(3)プレゼンテーションの日時等

令和8年5月21日(木) 大阪みなと中央病院 6階会議室

※時間は各参加業者に別途連絡する

5. 見積書の提出

(1)開札日時等

令和8年5月22日(金)14時30分 大阪みなと中央病院 6階会議室
上記日時に持参すること。

郵送の場合は、令和8年5月21日(木)17時00分までに当院に到着すること。

6. 選考等

(1) 審査方法等 ※詳細は公募型企画競争説明書による

- ① プレゼンテーション後、各参加業者の提案書に基づく提案を、院長が指名した複数の職員により評価する。
- ② 開札当日に於いては、見積書を開封し、見積書の記載内容等の確認を行う。ただし、見積価格が、予定価格を上回った場合は失格とする。
- ③ 前日に行ったプレゼンテーションの評価と、見積価格の評価を合わせて得点化し、最も高い参加者を落札者とし、公表する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年5月25日(月)までに全ての参加者に書面にて通知する。

(3) 契約価額の決定

落札者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し契約価額を決定する。

7. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 要

(3) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3.(1)」に同じ

(4) 企画提案書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(5) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、それぞれの提案者の負担となる。

(6) 企画提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された提案書の著作権は当院に帰属するものとする。

(9) 本公募型企画競争入札に係る個別の説明会及び面談等は開催しない。質問がある場合は、上記「3.(3)」に基づき「質疑応答書」により提出すること。

(10) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8. Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Medical supplies procurement, medical supplies management, and price discount services 1 Set

(2) Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. May 18, 2026

(3) Contact point for the notice : Hiroshi Noguchi Assistant Manager, Accounting Division, Japan Community Health Care Organization Osaka Minato Chuo Hospital, 1-7-1Isoji , Minato-ku, Osaka-shi, 552-0003 Japan, TEL 06-6572-5721

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
大阪みなと中央病院
院長 辻 晋吾 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、「独立行政法人
地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院における診療材料調達及び調達管理業務事業者の公募」
(以下「本件目的」という。)を行うにあたり、機構から当社に対して開示される機密情報(以
下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求めめる会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。